ANDERSON MŌRI & TOMOTSUNE

CHINA LEGAL UPDATE

2019 年 12 月 25 日

Contents

Ⅰ 香港 Nakamura & Associates 開設のお知らせ

香港･英国弁護士 中村 祐子

Ⅱ Lawyer's Eye

2019 年の中国の知的財産権法制のポイントを振り返る

弁護士 若林 耕
中国弁護士 李 芸

Ⅲ 中国法令アップデート

・国務院による「中華人民共和国外資保険会社管理条例」及び「中華人民共和国外資銀行管理条例」の改正に関する決定
・違法貸付刑事事件の取扱いにおける若干問題に関する意見
・非居住者納税者の協定待遇の享受に関する管理弁法
・国外上場した会社の株主総会開催の通知期限等の事項にかかる規定の調整適用に関する回答
・ビジネス環境最適化条例
・「ビジネス環境最適化条例」の徹底的な実施に関する意見（意見募集稿）
・国家外貨管理局による越境貿易投資利便化の更なる促進に関する通知
・情報ネットワークの違法利用、情報ネットワーク犯罪活動の援助等の刑事案件の取扱いにおける法律適用の若干問題に関する解釈
・自由貿易試験区における関連法の規定の暫定的な調整適用を国務院に授権する決定
・法律適用の相違解決メカニズムの構築に関する実施弁法
・法に基づく外商投資企業登記管理業務の遂行に関する指導意見（意見募集稿）
・国務院による外資利用業務の更なる実施に関する意見
・最高人民法院による「全国法院民商事裁判業務会議紀要」の発行に関する通知
・国務院による自由貿易試験区における「証照分離」改革の全面的な試行運用の展開に関する通知
・北京市における関連行政法規及び国務院に許認可された一部の規定の一時調整実施への同意に関する返答

©Anderson Mori & Tomotsune

Ⅳ　台湾法令アップデート

・日台間の特許審査に関する 2 つの覚書の締結
・「労働契約の認定に関するガイドライン」の制定

Ⅴ　満腹中国

火鍋

弁護士　岩井　久美子

©Anderson Mori & Tomotsune

Ⅰ　香港 Nakamura & Associates 開設のお知らせ

AMT シニア・フォーリン・カウンセル
Nakamura & Associates 代表
香港・英国弁護士　中村祐子

この度、アンダーソン・毛利・友常法律事務所の香港の拠点として Nakamura & Associates を開設いたしました。

私が香港で弁護士業務を始めてからすでに 20 年以上が経ちました。その間、香港が 1997 年に英国領から中国に返還され、その後すぐにタイを中心に始まったアジア通貨危機、2002 年の SARS、2008 年のリーマン・ショック、そして 2014 年の民主化を求める雨傘運動など、香港は様々な困難をそのたびにくぐり抜けてきました。直近では、容疑者を中国にも引き渡すことを可能にする逃亡犯条例（改正案）に端を発したデモ活動が現在まだ続いておりますが、これをもまた乗り越えていく力が香港にはあります。

「一国二制度」のもと、中国への返還後も英国のコモンローをベースにした法システムを維持し続けるため、返還前と返還後で法律事務所の業務は変わらず、更に経済状況の柔軟な変化、大陸との関係や香港側の様々な工夫により更に法律業務に対するニーズは高まります。そんな香港において、アンダーソン・毛利・友常法律事務所及び Nakamura & Associates は、日本企業や香港現地法人の皆様に香港に関連するリーガルサポートを行うため、精進してまいる所存です。

オフィスは、セントラルの中心に位置する Jardine House の 41 階にあります。お近くにお越しの際は、ぜひお立ち寄りください。

【Nakamura & Associates の概要】
名称：　Nakamura & Associates in association with Anderson Mori Tomotsune
代表：　中村祐子
住所：　Suites 4110-4111, 41/F., Jardine House, 1 Connaught Place, Central, Hong Kong
TEL:　+852-3746-5200（代表）
FAX:　+852-3523-1353
E-MAIL: hirokohxn.nakamura@amt-law.com

©Anderson Mori & Tomotsune

Ⅱ　Lawyer's Eye

弁護士　若林　耕
中国弁護士　李　芸

2019 年の中国の知的財産権法制のポイントを振り返る

世界知的所有権機構(World Intellectual Property Organization)は、本年 7 月に今回で第 12 版目となる「グローバル・イノベーション・インデックス 2019」[1](GII2019)を公表した。同インデックスは、研究開発投資、国際特許及び商標出願のような伝統的な測定手段から、携帯電話アプリの作成やハイテク輸出のような比較的新しい指標からなる 80 の指標に基づいて 129 の経済圏をランキングするものであり、グローバルなイノベーション指数を計るベンチマークと評価されている。同 GII2019 によれば、中国の順位は、昨年の 17 位から 14 位に上昇した。中国では、2015 年に「中国製造 2025」の産業政策が掲げられ、次世代情報技術や新エネルギー車など 10 の重点分野を中心に様々なレベルのイノベーションが進みつつある。また、イノベーションの促進のために中国の知的財産法制もより厳密・詳細な制度に変貌しつつある。また、知財に対する中国企業の関心や権利意識もここ数年で一気に高まり、ビジネス上も中国企業の知財リスクに対する積極的対応やプロテクションは確実に進んでいる。中国において知的財産権の保護強化が進む中で、本稿では特に 2019 年の中国知的財産権法制に関する重要なトピックを振り返りたい。

1. 知的財産権保護強化の向けた政策等の相次ぐ公表

2019 年も、知的財産権保護の強化に関する「政策」が相次いで打ち出された。中国では大きな法制度の変更が必要となる場合、具体的な行政法令等の改正に先立ち、国務院(日本の内閣に相当)レベルにおいて、大きな目標、方針が「政策」的に掲げられることが多い。そのうえで、ある程度実務的な準備等が整った段階において、具体的な行政法令等の改正に移行する場合が多い。2019 年には、主な知財政策として、中国共産党中央弁公庁・国務院弁公庁から「知的財産権保護の強化に関する意見」(2019 年 11 月 24 日公布、同日施行)が公布されている。また、国務院が公布した「ビジネス環境最適化条例」(2019 年 10 月 22 日公布、2020 年 1 月 1 日より施行)も、大きな意味では政策的な位置づけの法令とみられる。同意見では、知的財産権保護を強化する措置の一つとして、専利 [2]、著作権等の分野に権利侵害の「懲罰的賠償制度」を導入すること、更に法定賠償金 [3]の上限額を大幅に引上げ、損害賠償を強化すること等が提唱されている。また、同条例においても、国は知的財産権侵害に対して「懲罰的賠償制度」を構築すべきことが明記されている(同条例第 15 条)。
このように、まず中国知財法制の流れ(改正動向)としては、損害賠償の上限額の引上げ、悪質な侵害行為に対する懲罰的賠償制度の適用等の知的財産権保護強化に進みつつある。なお、後述するように、現時点において、商標法、反不正競争法については、既に懲罰的賠償制度、法定賠償金の上限額の引上げに関する内容を含む改正法が公布・施行されており、特許法(専利法)については、同趣旨の条文 [4]を含む改正案が公表されている段階である。

2. 知的財産権に関する法令動向

(1)商標法の改正(2019 年 4 月 23 日公布、11 月 1 日より施行)
2019 年の大きな法改正として、商標法改正が挙げられる。今回の改正ポイントは、①使用意思のない悪意の商標出願への規制、並びに(上述の)②懲罰的賠償の上限及び法定賠償金の引上げである。

---

[1] https://www.wipo.int/export/sites/www/pressroom/ja/documents/pr_2019_834.pdf
[2] 中国では、「専利」とは、特許、実用新案及び意匠を総称したものをいう。
[3] 与えられた損害の程度に応じて賠償額を算定するのではなく、法律の範囲内で裁判官の裁量で決める賠償額である。
[4] 専利法改正案第 18 条(https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/opinion/20190104_1.pdf)

©Anderson Mori & Tomotsune

①について、中国では、以前から実際の使用意思のない、いわゆる「冒認出願」が多発しており、社会的にも問題視されていた。このような冒認出願を抑制するために、2013 年商標法改正では、商標の出願及び使用は、信義則に基づき行わなければならないという原則的な規定が追加されていた。今回の改正では、更に具体的な内容に踏み込むものである。具体的には、使用意思のない悪意の商標出願について、商標局は公告せずに商標出願を拒絶することができること(第 4 条)、商標登録前であれば、誰でも異議を申立てることができること(第 33 条)、商標登録後であれば、無効事由となること(第 44 条第 1 項)が明記された。また、今後、使用意思のない悪意の出願行為に関する審査規程も制定されることになっている。
②について、2013 年商標法において初めて損害金の 3 倍という上限で懲罰的賠償制度が導入されたが、今回の改正ではその上限はさらに 5 倍までに引上げられた(第 63 条第 1 項)。また、法定賠償金の上限額についても、従来の 300 万元から 500 万元へ引上げられている(第 63 条第 3 項)。

(2)反不正競争法の改正(2019 年 4 月 23 日公布、同日施行)
反不正競争法の今回の改正は、前回の法改正から僅か 1 年半のタイミングでの改正である。今回の改正は、営業秘密保護の強化に関する内容が中心であり、主な改正点は以下のとおりである。
まずは、①「営業秘密」の対象の拡大(第 9 条第 4 項)である。営業秘密の対象は、従来の技術的情報と経営的情報から、ビジネス情報全般まで明確に拡大された。また、②営業秘密の侵害主体の拡大(第 9 条第 2 項)である。侵害主体は、従来の事業者の他、その他の自然人、法人及び非法人組織も明確に追加された。次に、③侵害態様についても拡大された(第 9 条第 1 項第(4)号)。具体的には秘密保持義務又は権利者の営業秘密保持に関する要求等に違反するよう、他人に教唆、誘導、幇助して権利者の営業秘密を獲得、開示し、使用し又は他人に使用させる許諾を与える行為が間接的侵害行為として追加された。他社の従業員を採用する際、特にこの点を留意する必要がある。また、④営業秘密侵害行為について、懲罰的賠償制度が導入され賠償金は損害金の 5 倍まで認められるようになった。法定賠償金の上限額についても、従来の 300 万元から 500 万元へ引上げられた(第 17 条第 3 項、第 4 項)。⑤権利者の立証責任についても緩和されている(第 32 条)。従前は権利者に重い立証責任を課していたが、その一部を営業秘密侵害行為の行為者側にも分配することにより、権利者の立証責任を一定程度に緩和するものである。なお、実務の一部では、当該立証責任の分配について既に実務運用上採用されていたが、今回は法律で明文化されることになった。

(3)技術輸出入管理条例の改正(2019 年 3 月 2 日公布、同日施行)
「技術輸出入管理条例」(以下、「条例」という。)は、中国の技術輸出入管理目的のために外国と中国国内との間の技術移転(知財譲渡、使用許諾を含む。以下同様。)に対し、特に適用される法令である。2002 年に同法が施行されて以来、中国企業(ライセンシー)を実質的に保護し、外国のライセンサー等側に不合理な義務や負担を強行法的に負わせる法令・運用であるとして、外国側からは特にここ最近において厳しい批判の目が向けられていた。今回の改正では、特に不合理な区別として指摘されていた、本条例第 24 条第 3 項(許諾者による権利非侵害保証責任)[5]及び第 27 条(改良技術の帰属)[6]の条項が削除され、それにより当事者間で以下のような合意をすることも法的に許容されることになった。

- 当事者間の合意により、許諾者による権利の非侵害性に対する保証責任を排除すること[7]。
- 当事者間は(互恵の原則に基づき)改良技術の権利の帰属を取決めること[8]。

[5] 「技術輸入契約の譲受人が契約に従って譲渡人が提供した技術を使用した結果、他人の合法的権益を侵害する場合、その責任は譲渡人が負う。」
[6] 「技術輸入契約の有効期間内に、改良した技術は改良した側に帰属する。」
[7] 契約法第 353 条
[8] 契約法第 354 条

©Anderson Mori & Tomotsune

3. 知的財産権保護の強化に関する司法(裁判所)の実務動向

最後に、知的財産権に関する司法実務(訴訟)における、2019 年の大きなトピックは以下の通りである。

(1)技術調査官制度の導入

中国では 2014 年以降、諸外国の経験を参考にして、北京・上海・広州の知的財産権法院(裁判所)において「技術調査官制度」が試験的に導入されていた。2019 年に、同制度は知的財産権事件を取り扱う全国の法院(裁判所)に導入されることになった [9]。技術調査官は、裁判官の命を受けて事実調査、当事者への質疑、審理等の裁判全般に関与することが可能とされており、裁判官の補助として活動する。なお、技術調査官は、(証人として訴訟活動に参加する専門家、鑑定人とは異なり、)事件における技術的争点をリサーチして意見表明するという中立的立場にある。

(2)知的財産権訴訟の二審管轄の一部の最高人民法院への移管

中国では、法院(裁判所)や裁判官によって、事件審理の質等にばらつきが生じることがよくある。実務上も、特に技術的、専門的に難易度の高い知的財産権訴訟の審理の質等は不安定であった。このような問題を解消し、審理基準の統一を図るために、2019 年から、特許(専利)等の技術に係る知的財産権訴訟の二審の管轄は、従来の各地の高級人民法院から、最高人民法院に移管された [10]。最高人民法院はこれに対応するために、専門の知的財産権法廷を設置している。なお、最高人民法院に対する二審管轄の移管は、審理基準の統一や質等の向上においては大きな意味を有する。一方で、事件審理の迅速化に影響が出るおそれがあるとの懸念の声もあり、今後の動向に注目する必要がある。

(3)侵害部分に関連する「先行判決」の試み

本年 1 月に、上海知的財産権法院(裁判所)から注目に値する判決が下されている。自動車のワイパーに係る特許権侵害訴訟 [11]において、全体の判決に先立ち、まず被告製品が原告の特許を侵害したか否かに関する争点の部分のみについて先行して判決を下した。これは裁判所が知的財産権事件において、初めて事件の争点の一部について先に下した判決(先行判決)であり、大きな関心を集めている。なお、本案件の被告らは当該一部の判決を不服として、最高人民法院に控訴したところ、最高人民法院は、一審の判断を全面的に認め、被告らの控訴を棄却した [12]。その結果、本件の損害賠償に係る部分は、引き続き上海知的財産権法院(裁判所)が審理することになっている。先行判決という試みが今後実務的に定着していけば、侵害行為の差止を早期に実現させることができる点において、権利者にとって朗報である。今後は一定の適用基準等が明確化されることが待たれる。

以上

---

[9] 「最高人民法院による技術調査官の知的財産権事件訴訟活動の参加に関する若干規定」(法釈【2019】2 号)

[10] 「専利等の案件の訴訟手続きにおける若干問題に関する決定」(2019 年 1 月 1 日より施行)

[11] 事件番号:(2016)滬 73 民初 859 号

[12] 事件番号: (2019)最高法知民終 2 号

©Anderson Mori & Tomotsune

Ⅲ　中国法令アップデート

弁護士　若林　耕　　中国弁護士　李　芸
弁護士　尾関　麻帆　　北京オフィス顧問　李　加弟
弁護士　岩井久美子　　北京オフィス顧問　李　彬
弁護士　藤本　博之　　上海オフィス顧問　繆　媛媛
弁護士　徳山　剛史　　上海オフィス顧問　鄧　翌雲

最新中国法令の解説

＜外資金融規制＞

国務院による「中華人民共和国外資保険会社管理条例」及び「中華人民共和国外資銀行管理条例」の改正に関する決定

[ポイント] 2001 年発布の外資保険会社管理条例の 3 度目の改正（2013 年、2016 年に続く）、2006 年発布の外資銀行管理条例の 3 度目の改正（2014 年の 2 度の改正に続く）である。

外資保険会社管理条例では、2001 年の発布以来堅持されていた、「保険業務経営 30 年以上」、「中国国内で代表機構設立 2 年以上」との要件が削除されたことが注目される（改正前第 8 条参照）。また、外国保険集団会社が中国国内で外国保険会社を投資設立すること（第 40 条）、外国金融機関が中国の外資保険会社に投資の方式により参加すること（第 41 条）も認められた。いずれも、具体的な要件や方式は国務院保険監督管理機構の弁法が定める予定である。

外資銀行管理条例でも、外資による銀行の設立、取扱業務について大幅な緩和がされている。

設立に際しては、中外合弁の場合の中国側出資者（中国側の唯一の出資者又は主要出資者）を金融機関とするとの規定が削除され（改正前第 11 条参照）、金融機関以外の中国出資者との合弁設立が可能となると解される。また、外国金融機関の中国での銀行（外商独資・中外合弁）設立時の設立申請前年度末時の総資産が 100 億米ドル以上であることとの要件も削除されている（改正前第 10 条 2 号、第 11 条 2 号参照）。外国銀行の中国支店設立時の設立申請前年度末時の総資産が 200 億ドル以上との制限も撤廃された（改正前第 12 条 1 号参照）。従来の支店から銀行への変更に対する国務院の認可の規定が削除され、外国銀行は外商独資又は中外合弁の銀行を設立すると同時に、外国銀行の支店も開設できることが明確に規定されている（改正前及び改正後第 25 条）。

取扱業務についても、①人民元取扱開始に際する設立後 1 年以上の要件と認可制度の撤廃（改正前第 34 条参照）、②中国公民の定期預金を 100 万元以上から 50 万元以上に緩和、③政府債権の代理発行・元引受等、代理支払（第 29 条 1 項 5 号、9 号）、左記の規制緩和がなされている。

両条例の改正は、2019 年 5 月 1 日に銀行保険業監督管理委員会主席により表明された、対外開放の 12 の新措置に沿うものであり、両分野に対しては今後も更なる規制緩和が見込まれる。

2019 年 9 月 30 日公布、2019 年 9 月 30 日施行

[原文] 国务院关于修改《中华人民共和国外资保险公司管理条例》和《中华人民共和国外资银行管理条例》的决定

違法貸付刑事事件の取扱いにおける若干問題に関する意見

[ポイント] 本意見は、国家の規定に違反して管理監督部門の認可を経ずに、またはその経営範囲を超えて営利の目的をもって継続的に社会の不特定多数の対象に対して金銭を貸し付け、金融市場の秩序をかく乱した場合、

©Anderson Mori & Tomotsune

その情状が重いときは刑法225条 4 項の規定に従って違法経営罪として処罰することを規定している。
「継続的に社会の不特定多数に対して金銭を貸し付け」るとは、2 年以内に不特定多数の人(法人を含む)に借金その他の名目で 10 回以上金銭を貸し付けることを指す。このほか、本意見は量刑を判断する際に実際の年利が 36%を超えている違法なものであるかどうかを考慮することを明確にし、違法貸付の金額、違法所得の額等の事情を踏まえて「情状が重い場合」、および「情状が特に重い場合」の具体的な基準を規定している。
なお、中国における金銭消費貸借における利息については、最高人民訪印の司法解釈により、(i)年利が 24%以下の場合は有効であり、裁判所による強制執行が可能、(ii)年利が 24%を超え 36%以下の部分については、任意で支払われた場合には有効な支払いと取り扱われるが、裁判所による強制執行は不可、(iii)年利が 36%を超える部分については、当該部分についての約定は無効であり、債務者は返還を請求することが可能とされている。また、遅延利息については年利 24%を超える部分については裁判所による強制執行等は認められない。
2019 年 7 月 23 日公布、2019 年 10 月 21 日施行
[原文] 关于办理非法放贷刑事案件若干问题的意见

非居住者納税者の協定待遇の享受に関する管理弁法
[ポイント] 非居住納税者の協定待遇を享受するためには、これまで税務機関における審査認可及び届出手続が必要となっていたが、本弁法の制定により、納税申告等の際に「非居住納税者の協定待遇の享受に関する情報表」を提出し、協定待遇を享受することができることとなる。協定待遇を受けることを申告した非居住納税者は、本弁法の規定に従って関連する資料を収集・保存し、監査に備えておく必要がある。協定待遇を受けられないにもかかわらず協定待遇を受けており、かつ過少に納税していた場合には主管税務機関に対して修正申告を行い、不足分の税金を納める必要がある。
2019 年 10 月 14 日公布、2020 年 1 月 1 日施行
[原文] 非居民纳税人享受协定待遇管理办法
附件：非居民纳税人享受协定待遇信息报告表

国外上場した会社の株主総会開催の通知期限等の事項にかかる規定の調整適用に関する回答
[ポイント] 中国国内で設立され、国外(香港を含む。)の株式市場に上場している株式会社につき、その株主総会の通知、株主提案権および開催手続きについて、中華人民共和国公司法の関連規定が適用され、従前国務院が公布した「株式会社の海外募集及び上場に関する特別規定」が適用されないことが示された。
2019 年 10 月 22 日公布
[原文] 关于调整适用在境外上市公司召开股东大会通知期限等事项规定的批复

＜投資環境等＞

①ビジネス環境最適化条例
②「ビジネス環境最適化条例」の徹底的な実施に関する意見(意見募集稿)
[ポイント] 本条例は中国が現在推し進めている、「放管服改革」(行政のスリム化と行政から民間への権限委譲、監督管理の強化と権限委譲の結合、行政サービスの最適化)により企業などの市場に存在する主体を支援する政策の一貫として制定されたものであり、より安定し公平で透明性の高い予見可能性のあるビジネス環境の構築を目指すものである。同条例は政府関係部門に対し、各市場主体を平等に扱うこと(同条例 12 条)や行政手続きにおいて法令等にはない要求事項を課すこと(同条例 35 条、39 条、64 条)や行政サービスの効率化などを規定する一方で、不正競争防止法や独占禁止法等の取り締まり強化(条例 21 条)や統一した市場主体信用記録の整備(条例 37 条、53 条)などもさだめ、企業に対する監督管理の強化も行っている。
2019 年 11 月 15 日付で市場監督総局より同条例の実施にかかる意見募集稿が発表されており、同意見募集稿においては、行政サービスの効率化や、市場主体信用記録の整備等についてより具体的な内容が提示されて

©Anderson Mori & Tomotsune

いる。本条例及び今後正式に発表される意見を受け、今後各政府関係部門における対応がどのように変化していくのか、今後の運用に注視したい。

① 2019 年 10 月 23 日公布、2020 年 1 月 1 日施行

② 2019 年 11 月 15 日発表(意見募集期間:2019 年 11 月 15 日～11 月 22 日)

[原文]

① 优化营商环境条例

② 关于贯彻落实《优化营商环境条例》的意见（征求意见稿）

＜外貨管理規制＞

国家外貨管理局による越境貿易投資利便化の更なる促進に関する通知

[ポイント] 本意見は、越境投資・融資と越境貿易の利便性向上に向け 12 項目の措置を打出したものである。当該 12 項目の措置は、いずれも外国資本による中国投資をより一層容易にするための重要なものであるが、その中で特に重要と思われるものを採り上げある。

①非投資性外商投資企業(投資を業とする投資性企業など以外の外商投資企業)による資本金での国内持分投資の解禁。これまで、原則として、国内持分投資が禁止されていた非投資性外商投資企業は、外貨資本金を用いて、又は資本金を元転して中国国内で子会社を新設したり、他社の持分を取得したりすることが可能になる。

②外債登記管理の改革。外債の抹消登記の取扱いは、外貨管理局から銀行に変更されている。また、一部の試行地域の企業は、外債調達時の都度登記を行う必要がなくなり、所在地の外貨管理局で純資産 2 倍を上限とする外債登記を行った上、当該上限額の範囲内に外債資金を調達することが可能になる。

③越境貿易に関して、粤港澳グレーターベイエリア、上海及び浙江省などの地域で既に試行されている貨物取引における外貨収支の利便化措置(外貨収支証憑審査の改善、外貨特別払戻業務登記の撤廃、輸入外貨支払い確認の簡素化など)を徐々に他の地域に拡大していく。また、同様に、サービス取引における外貨収支の利便化措置の試行も実施される。

2019 年 10 月 23 日公布、同日施行

[原文] 国家外汇管理局关于进一步促进跨境贸易投资便利化的通知

＜ネットワーク管理規制＞

情報ネットワークの違法利用、情報ネットワーク犯罪活動の援助等の刑事案件の取扱いにおける法律適用の若干問題に関する解釈

[ポイント] 本解釈は、最高人民法院、最高人民検察院によるネットワークサービスの提供、利用等に関する犯罪行為に対する法的な解釈である。

ネットワークシステムの安全及びネットワーク情報の安全を保障するため、刑法修正案において、ネットワークサービス提供者の管理義務の不履行、ネットワーク情報の違法利用、ネットワーク犯罪活動への協力等の犯罪行為が規定されている。本解釈において、これらの犯罪行為について、その判断基準及び法令適用の問題が規定されている。例えば、ネットワーク安全管理義務の不履行の罪に関し、その主体であるネットワークサービス提供者の定義が明確に定められている。また、ネットワークを利用した犯罪行為に関し、その範囲及び判断方針が詳しく規定されている。

2019 年 10 月 25 日公布、2019 年 11 月 01 日実施

[原文] 关于办理非法利用信息网络、帮助信息网络犯罪活动等刑事案件适用法律若干问题的解释

＜自由貿易試験区関連＞

自由貿易試験区における関連法の規定の暫定的な調整適用を国務院に授権する決定

[ポイント] 本決定は、全国人民代表大会常務委員会が、国務院に対し、上海、広東、天津等の自由貿易試験

©Anderson Mori & Tomotsune

区において、「対外貿易法」、「道路交通安全法」、「消防法」、「食品安全法」、「税関法」、「種子法」の 6 つの法令の関連規定について暫定的に調整の上で適用することを授権するものである。特に注目すべきは、対外貿易事業者届出登録について暫定的に登録措置を停止することや、食品経営許可について暫定的に許可制から届出制に変更されていることである。これらの調整適用は、3 年間試行され、実施に問題がないとされた事項については、改正法案の提出がなされるということであり、今後の動向に注視したい。
2019 年 10 月 26 日公布、2019 年 12 月 1 日施行
[原文] 关于授权国务院在自由贸易试验区暂时调整适用有关法律规定的决定

法律適用の相違解決メカニズムの構築に関する実施弁法
[ポイント] 中国の最高人民法院の判決には、日本と異なり先例拘束性がなく、下級審は最高人民法院の判断に必ずしも拘束されない。司法解釈等は下級審を実質的に拘束する役割を果たすものの、判決同士の相違による不確実性は中国での司法の予測可能性が害される一因とされてきた。本弁法は最高人民法院の判決間の法律適用の相違を調整すると共に、下級審が最高人民法院と異なる法律適用をする場合につき、解決メカニズムと担当機関を詳細に規定するものである。
最高人民法院は司法改革に関する 5 か年計画を継続的に打ち出しており、現在は 2019 年から 2023 年を対象とした第 5 次 5 か年計画(人民法院第五次五年計画鋼要(「五五」))の元、改革が進められている。2015 年には最高人民法院から「人民法院の司法責任制の完全化に関する若干の意見」が出され、本弁法は法律適用と裁判基準の統一の観点から、当該意見を具体化するものである。
本弁法では、最高人民法院の審判委員会が、法律適用の相違解決業務の主導・政策決定機関であることが明確にされた(第1条1項)。また、最高人民法院の審判管理執務室(「執務室」)、各業務部門と応用法学研究所(「研究所」)が審判委員会の政策決定への参考情報等を提供し、審判委員会の決定を施行する部署とされている(第1条 2 項)。
最高人民法院の各部門、各高級人民法院、各専門人民法院(当該意義は明確ではない)は、①最高人民法院による判決の間の法律適用に相違があるとき、②各下級法院の裁判結果が最高人民法院の確定判決の法律適用の原則・基準と相違する可能性があるときには、執務室に対し相違解決申請を提出しなければならない(第 2 条)。また、③研究所が過去の最高人民法院の判決間の法律適用に相違を発見した場合にも、執務室に対し相違解決申請を提出することを要する(第 3 条)。
具体的プロセスとしては、①執務室が案件を研究所に送付(第 5 条)、②研究所は 5 営業日内に初歩的意見を形成(第 6 条)、③執務室が各業務部門に検討させ復審(第二次審査)意見を形成(第 7 条、第 8 条)、④審判委員会での討論・決定(第 9 条、第 10 条)という流れを辿る。
審判委員会が下した決定は、最高人民法院の各業務部門、地方各級人民法院、各専門人民法院が、審判業務において参照して執行しなければならないことも規定されている(第 11 条)。
本弁法の定めるメカニズムにより、法律適用の統一性と予測可能性が高まることが期待される。一方、各下級法院の判決が最高人民法院の法律適用と相違する可能性がある場合にも申請が義務付けられていることから、各裁判官の独立した判断(裁判官の独立)からは益々乖離する面もあると思われる。
2019 年 10 月 11 日公布、2019 年 10 月 28 日施行
[原文] 关于建立法律适用分歧解决机制的实施办法

＜会社登記手続き＞

法に基づく外商投資企業登記管理業務の遂行に関する指導意見(意見募集稿)
[ポイント] 本意見募集稿は、外国の投資者または外商投資企業はインターネット上のシステムで登記手続、情報の入力、資料の提供を行わなければならない旨を規定している。また、設立・変更登記の際にはその業種がネガティブリストに該当するかどうかを申告する必要がある。2020 年 1 月 1 日の外商投資法の施行により、2025

©Anderson Mori & Tomotsune

年 1 月 1 日以降は全ての外商投資企業の組織形式、組織機構等が「会社法」「パートナーシップ企業法」の規定に合致する必要があることとなることに伴い、2025 年 7 月 1 日以降はこれらの法律に適合しない組織形式、組織機構等は変更登記等を行うことができないこととすること等が本意見募集稿では示されている。
2019 年 11 月 6 日公布
（意見募集期間:2019 年 11 月 6 日～11 月 17 日）
[原文] 关于依法做好外商投资企业登记管理工作的指导意见（征求意见稿）

＜外商投資政策＞

国務院による外資利用業務の更なる実施に関する意見

[ポイント] 本意見は、外商投資企業の国民待遇の保障、外商投資の環境及びその構成の更なる改善等に関し、中国当局の基本的な方針が規定されたものである。
本意見において、主に外国投資者に開放する分野の拡大、外商投資を促進するための措置の増加、外国投資者の投資円滑化措置の設置、外国投資者の保護等の内容が規定されている。
例としては、外商投資ネガティブリストの継続的な減少、金融業界の更なる開放、自由貿易試験区への権限委譲範囲の拡大、資金のクロスボーダー利用の利便化、外商投資関連法の完備や外商投資企業の知的財産権の保護等が規定されている。
2019 年 10 月 30 日公布、2019 年 10 月 30 日実施
[原文] 国务院关于进一步做好利用外资工作的意见

＜司法手続における処理基準＞

最高人民法院による「全国法院民商事裁判業務会議紀要」の発行に関する通知

[ポイント]「全国法院民商事裁判業務会議紀要」は、2019 年 2 月から 11 月にかけて起草され、公布までに 8 ヶ月以上要した。同紀要は、 計 12 部 130 の問題に関し、会社、契約、担保、金融、破産等の民商事裁判のほとんどの分野に及び、会社紛争、契約紛争、担保紛争、金融紛争、破産紛争等の案件審理における紛争問題についての裁判の見解を統一した。同紀要は、会社紛争案件における業績補償協議、議決権制限、有限責任会社清算義務者の責任、会社の人格否定、会社の対外担保などの紛争問題に対応しており、また、契約紛争案件における契約効力、契約履行と救済及び貸付契約の一部の争いある問題について明確に記述している。但し、同紀要は、司法解釈ではないので、裁判の根拠として援用することはできない。
2019 年 11 月 14 日公布
[原文] 最高人民法院关于印发《全国法院民商事审判工作会议纪要》的通知

国務院による自由貿易試験区における「証照分離」改革の全面的な試行運用の展開に関する通知

[ポイント] 上海、広東等の自由貿易試験区において、従前より進められていた「証照分離」改革を更に一歩推し進める通知である。具体的には、これまで経営許可証が必要とされる事業について、審査自体の廃止、届出への移行、告知承諾手続きによる簡素化、優先審査対応の 4 つに細分化して、リストで管理することとした。これにより従前まで経営許可証が必要とされる事業について、営業許可証の取得のみで事業を進めることが可能となり、又は、簡便な手続きにより迅速に事業を展開することが可能となった。
2019 年 11 月 15 日公布、2019 年 12 月 1 日施行
[原文] 国务院关于在自由贸易试验区开展“证照分离”改革全覆盖试点的通知
附件 1：“证照分离”改革全覆盖试点事项清单（中央层面设定，2019 年版）
附件 2：国务院决定在自由贸易试验区暂时调整适用有关行政法规、国务院决定规定目录

©Anderson Mori & Tomotsune

北京市における関連行政法規及び国務院に許認可された一部の規定の一時調整実施への同意に関する返答
[ポイント] 国務院は、2015 年北京市におけるサービス業の外資開放にかかる方案に同意、2017 年により広い範囲での外資開放を許容する方案に同意、その後、2019 年 1 月 31 日公布の「北京市サービス業開放拡大の総合試行業務の全面的推進案に関する返答」(2019 年返答)において、上記に加え、北京市における更なるサービス業の拡大に同意した。本返答は、2019 年返答を受け、より具体的に海外旅行業務の従事資格の緩和、投資性会社の設立条件の緩和、娯楽施設の設立や付加価値電信業務に対する持分比率の制限の一部取消し、適格国内機関投資家の範囲の拡大など緩和内容が明らかにされた。本返答により、今後、北京市における外資規制がより一層緩和されることが期待される。
2019 年 11 月 19 日公布
[原文] 关于同意在北京市暂时调整实施有关行政法规和经国务院批准的部分规章规定的批复

◆【上海自由貿易試験区関連法令一覧】

©Anderson Mori & Tomotsune

Ⅳ 台湾法令アップデート

弁護士 若 林 耕
台湾弁護士 呉 曉青
台湾弁護士 鄭 宇恬

最新台湾法令の解説

＜知的財産関連＞

日台間の特許審査に関する 2 つの覚書の締結

〔ポイント〕公益財団法人日本台湾交流協会及び台湾日本関係協会は 2019 年 10 月 30 日に、「日本台湾交流協会と台湾日本関係協会との間の特許審査分野における相互協力に関する覚書」（略称「特許審査ハイウェイ（PPH）本格実施に関する覚書」）及び「日本台湾交流協会と台湾日本関係協会との間の意匠優先権書類交換の分野における相互協力に関する覚書」（略称「意匠出願の優先権書類の電子的交換（意匠 PDX）に関する覚書」）を締結した。

特許審査ハイウェイ（PPH）本格実施に関する覚書の締結により、2012 年から試行された日台間 PPH は 2020 年 5 月 1 日以降、本格に実施され、無期限に継続することとなる。「意匠出願の優先権書類の電子的交換（意匠 PDX）に関する覚書」の締結により、2013 年より実行される特許出願及び実用新案出願の優先権書類の電子的交換に続き、意匠出願の優先権書類も日台の知財当局間で電子データ形式により直接授受することが可能になる。現在はシステム開発が急ぎ進められており、2021 年 4 月から実施される見込みである。

（2019 年 10 月 30 日に締結・発効）

〔原文〕 特許審査ハイウェイ（PPH）本格実施に関する覚書
意匠出願の優先権書類の電子的交換（意匠 PDX）に関する覚書

＜労働規制＞

「労働契約の認定に関するガイドライン」の制定

〔ポイント〕本ガイドラインは、台湾の労働当局である労働部が、実務上よく争われる労使間の法律関係の認定（例えば労働関係か請負関係等）の判断要件を明確にするために制定したもので、「労働契約の認定に関するガイドライン」及びその付表「労働契約の従属性の判断に関するチェックリスト」からなる。同ガイドラインによれば、労働契約の主な判断基準は、「人的従属性」、「経済の従属性」及び「組織の従属性」の 3 点とされ、更にこれらの判断基準に基づき、同チェックリストとして 25 項のチェック事項が定められ、該当するチェック事項が多ければ多いほど、労働契約に該当すると合理的に判断されることになっている。

（2019 年 11 月 19 日に公布・施行）

〔原文〕 勞動契約認定指導原則
勞動契約從屬性判斷檢核表

©Anderson Mori & Tomotsune

【火鍋】

弁護士　岩井　久美子

火鍋（中国風しゃぶしゃぶ）、読者も召し上がったことがおありではないか。
火鍋との出会いは、2008 年に北京で語学研修をしていたときに遡る。お喋り好きでよく笑う中国語老師（教師）の女子たちが、安くて美味しいお店、オーダーすべきもの、お作法までを教え込んでくれた。
以来上海、フィリピン、タイと、新しく暮らす街ではまずローカル中国人向け火鍋レストランを探すほどの火鍋好きに。もちろん東京でもいくつか駆け込む先を確保している。

着席するとまず、「鍋底」と呼ばれる鍋自体のタレを選ぶ。
火鍋の専用鍋は、中心部分で直線または曲線で半分に分かれている。二種類の鍋底を楽しめるようにである。
定番は「鴛鴦」（ユエンヤン）と呼ばれる、白湯（バイタン）と呼ばれる透明の鍋底と、麻辣（マーラー）鍋底半々のもの。いずれにもたっぷりとクコの実、なつめ、ネギ等の漢方成分が入っていて、なんだか食べれば食べるほど身体にいいような錯覚に陥ってしまうが、麻辣鍋底のほうにはたっぷりと油が使われていて、さらに油のタレにつけて食すのだから、相当の油の摂取量である。
それでも、麻辣鍋底の湯気と共にたちのぼる華やかな山椒、花椒（唐辛子）の香りの中毒性は相当高く、他の追随を許さない。

ちなみに、鍋底の「鴛鴦」は「おしどり」を意味する。鍋の半々に分かれた部分は不可分であるため、夫婦仲の良いことで知られるおしどりに例えたのだそうだ。
半分に分かれた火鍋は、陰陽思想にいう陰と陽を表しているともいう。調理用具で宇宙の真理にまで思いを馳せさせるとは、流石中華料理である。

ビールは乾杯用はもちろん、辛みを癒すチェイサーとしても頼もしい。燕京、北京、青島、雪花、どれも日本のビールに比べるとさっぱりしていて水のようである。

飲み物の後はいよいよ具のオーダーである。
肉類は羊のほか、豚や牛などもあるが、薄切りの羊肉が定番。火鍋は北京などでは「涮羊肉」と呼ばれるほどで、内蒙古地方の広大な平原から、新鮮な羊肉が流通してくる。
きのこ、野菜類で迷わずオーダーするのは、黒キクラゲ、蓮根、山芋、ジャガイモ。
豆腐類も定番だ。豆腐を一度凍らせて乾燥させることで繊維部分の食感が際立ち、かつスポンジのように周囲のうまみを吸収する「凍豆腐」、厚めの湯葉状のものをこれも乾燥させた「豆腐皮」。白菜は大きめの「大白菜」もあるが、若くてやわらかい「小白菜」がおすすめ。罪悪感減殺のためにほうれん草（菠菜）等の青菜類も忘れずに。

オーダーを待つ間に、タレの調合に遠征する。バーカウンターならぬタレカウンターに、10 種類以上のタレと薬味が並ぶ。個人的な定番は、白湯鍋底にはごま油、麻辣鍋底には芝麻醤（ジーマージャン）と呼ばれるごまだれ。甘味のあるごまだれが麻辣鍋底の辛味を中和してくれて、いくらでもいただける。どちらもたっぷりとにんにくと香菜、ピーナッツ等の薬味を足すのがおすすめ。

©Anderson Mori & Tomotsune

鍋底があたたまってきたら、食材を投入する前に、白湯鍋底のスープに香菜を加えて味わう。漢方成分で胃腸が整う感覚がある。
そうこうしているうちに鍋底が勢いよく沸騰してきた。濃度の問題なのか、麻辣鍋底のほうが沸騰タイミングが早い。
羊肉は日本のしゃぶしゃぶと同じく、入れてすぐにいただける。草原の香りが口いっぱいに広がる。
根菜類は日本の鍋と違い、想像以上に早く食べごろになる。蓮根、ジャガイモはパリッとした食感が残る程度がおすすめ。山芋は火を通してふわっとした食感を楽しむも良し、投入後しゃぶしゃぶする位でハリハリといただくも良し。

締めは、北の地方の主食である水餃子（水餃）をオーダーするもよし、店によってはカンフーのような舞を披露しながら伸ばしてくれる（拉麺の「拉」は中国では「引く」という動作である）拉麺にするもよし、しかし個人的に外せないのは「寛粉」と呼ばれる、澱粉を伸ばして板状にし乾燥させたもの。プルプルした食感で、後半に投入すると、鍋底と食材のうま味を存分に吸収してまことに美味。掬いきれなかった食材がしがみついてくるのも、楽しかった食事を反芻してしみじみする。

最近はカウンターでめいめいが注文できる一人火鍋も出ているが、火鍋はなるべく大人数でワイワイいただくのが一番である。
湯気の向こうになつかしい友人が見える。

以上

©Anderson Mori & Tomotsune

- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

- 本ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。

弁護士　森脇　章(akira.moriwaki@amt-law.com)
弁護士　中川　裕茂(hiroshige.nakagawa@amt-law.com)
弁護士　若林　耕(ko.wakabayashi@amt-law.com)

- ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、お問い合わせにてお手続き下さいますようお願いいたします。

- ニュースレターのバックナンバーは、こちらにてご覧いただけます。

ANDERSON MŌRI & TOMOTSUNE

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

〒100-8136 東京都千代田区大手町1-1-1 大手町パークビルディング
TEL:03-6775-1000
www.amt-law.com